

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和6年4月18日

長崎税関長 小阪 好洋

記

- 1 被許可者の名称及び住所
山田水産株式会社
大分県佐伯市野岡町一丁目5番3号
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
山田水産株式会社 垂水事業所 保税蔵置場
鹿児島県垂水市本城25番地
- 3 更新した期間
自 令和 6年 5月 1日
至 令和 12年 4月 30日